

ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金交付要綱

平成28年8月3日農水第327号制定

(趣旨)

第1条 知事は、ちばの農林水産物品質向上推進事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき事業実施主体に対し補助金を交付する。

(対象事業、経費及び補助率)

第2条 補助の対象、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は補助の対象とならない。

一 補助を受けようとする事業を行う法人その他団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のイからハのいずれかに該当する者である事業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

i 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ii 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

iii 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

二 本要綱による補助金以外の県の補助金を受けている又は受けようとする事業

(申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、

知事が別に定める期日までに、ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金交付申請書（第1号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第4条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容を変更（別表に規定する重要な変更に限る。）する場合には、知事の承認を受けること。
- 二 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- 三 その他知事が必要と認める事項

（承認の手続）

第5条 前条第1号に規定する承認を受けようとするときは、事業変更承認（中止・廃止）申請書（第2号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 規則第10条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が定める日現在の状況を事業遂行状況報告書（第3号様式）によりその日から15日以内に知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第3条2項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項のただし書きにより交付申請をしたものは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金

に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、事業補助金交付請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（概算払いの請求）

第9条 規則第16条第2項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、事業補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、その役員等が第2条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当する法人その他の団体とする。

附則

1 この要綱は、平成28年度事業から適用する。

別表（第2条）

対象	経費	補助率
<p>県内産の農林水産物及びその加工品の品質向上を図る事業に取り組む次の団体等</p> <p>(1) 農業協同組合、森林組合及び農業協同組合連合会</p> <p>(2) 農地所有適格法人、森林施業事業体</p> <p>(3) 漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、漁業生産組合</p> <p>(4) 生産者3戸以上を含む団体であって、運営に関する規約及び独立した予算運営により主体的活動実績がある団体</p> <p>(5) 市町村（政令指定都市を除く。）</p> <p>(6) 生産者3戸以上と連携し、地域の産物の振興を図ってきた実績のある団体等として千葉県知事が認めた者</p>	<p>事業実施主体が実施する、県内産農林水産物及びその加工品の品質向上に資する事業に要する経費</p> <p>(1) G A P ・ H A C C P 等の認証に向けた取組に要する経費等</p> <p>(2) 農林水産物の食味・糖度等品質向上に資する指標の測定に係る研究機関への委託経費等</p> <p>(3) 味度計・糖度計等農林水産物の品質向上に資すると認められる機材等の購入に要する経費等</p> <p>(4) その他、農林水産物の品質向上や安全・安心の確保に資すると認められる取組に要する経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 3 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

別表（第4条）

重要な変更
<p>1 事業内容の変更</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 事業実施主体の変更</p> <p>2 経費の変更</p> <p>事業実施主体にかかる事業費の30パーセントを超える増減</p>

第 1 号様式（第 3 条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金交付申請書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおりちばの農林水産物品質向上事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により補助金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 事業実施主体

ア 名称

イ 所在地

ウ 代表者名

(2) 事業の内容

事業実施主体	活動内容	必要経費		
		内容	数量	金額
	1. GAP・HACCP等の認証に向けた取組に要する経費等			円
	2. 農林水産物の食味・糖度等品質向上に資する指標の測定に係る研究機関への委託経費等			
	3. 味度計・糖度計等農林水産物の品質向上に資すると認められる機材等の購入に要する経費等			
	4. その他、農林水産物の品質向上や安全・安心の確保に資すると認められる取組に要する経費			
	小 計			
	消費税			
	計			

注：事業実施主体が複数の場合は、事業実施主体ごとの小計を記入する。

3 経費の負担区分(A)+(B)+(C)

事業実施主体	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要する(した)経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	県以外の補助金(B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 備考欄には、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち県費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

平成 年 月 日

5 事業の収支予算（収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 補助金 借入金 その他 ()	円	円	円	円	資金名
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

第2号様式（第4条・5条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業
補助金変更承認(中止・廃止)申請書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け○○○○○指令第 号で補助金交付決定のあったちばの農林水産物品質向上推進事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

（注）第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に変更後をその下段の二段書きにして内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第6条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業遂行状況報告書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け○○○○○指令第 号で補助金交付決定のあったちばの農林水産物品質向上推進事業について、下記のとおり実施している状況であることを、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、補助金交付申請書（第1号様式）に準ずるものとする。
2 補助金交付申請時の「事業の内容」及び「経費の配分」に変更が生じた場合は、変更内容が容易に比較対照できるように、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
3 添付書類は、必要に応じて成果品等を添付すること。

第 4 号様式（第 7 条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業実績報告書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け○○○○○指令第 号で補助金交付決定のあったちばの農林水産物品質向上推進事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第 12 条の規定により報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に準ずるものとする。
- 2 補助金交付申請時の「事業の内容」及び「経費の配分」に変更が生じた場合は、変更内容が容易に比較対照できるように、変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 3 添付書類は、必要に応じて成果品等を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

印

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け○○○○○指令第 号で補助金交付決定のあった平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金について、交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 平成 年 月 日付け○○○○○達第 号による額の確定通知額 | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | |
| | 金 | 円 |

注 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第 6 号様式（第 8 条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金交付請求書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け○○○○○達第 号で額の確定のあったちばの農林水産物品質向上推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

第7号様式（第9条関係）

平成 年度ちばの農林水産物品質向上推進事業補助金概算払請求書

番 号
平成 年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

申請者住所

申請者名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け○○○○○指令第 号で補助金交付決定のあったちばの農林水産物品質向上推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金

円